

株 主 各 位

第15期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 新株予約権等の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

第15期
(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社カオナビ

第15期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2014年3月31日	2015年3月13日	
新 株 予 約 権 の 数		20個	85個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 400,000株 (新株予約権 1個につき 20,000株)	普通株式 170,000株 (新株予約権 1個につき 2,000株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1個当たり 900,000円 (1株当たり 45円)	新株予約権 1個当たり 180,000円 (1株当たり 90円)	
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項		新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から資本金の額を減じた額とする。	新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から資本金の額を減じた額とする。	
権 利 行 使 期 間		2016年4月1日から 2024年3月31日まで	2017年4月1日から 2025年3月13日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員 を除く)	取 締 役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 400,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 85個 目的となる株式数 170,000株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	

			第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日			2018年3月30日	2018年9月28日
新 株 予 約 権 の 数			40個	98個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数			普通株式 8,000株 (新株予約権 1個につき 200株)	普通株式 22,600株 (新株予約権 1個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額			新株予約権 1個あたり 100,000円 (1株あたり 500円)	新株予約権 1個あたり 110,000円 (1株あたり 550円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項			新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から資本金の額を減じた額とする。	新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から資本金の額を減じた額とする。
権 利 行 使 期 間			2020年3月13日から 2028年3月12日まで	2020年6月29日から 2028年6月28日まで
行 使 の 条 件			(注) 3	(注) 4
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員 を除く)	取 締 役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 53個 目的となる株式数 10,600株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 45個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 1名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	

(注) 1. 第2回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 第3回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が金融商品取引所へ上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ①上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の20%
 - ②上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の50%
 - ③上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 第4回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が金融商品取引所へ上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ①上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の20%
 - ②上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の50%
 - ③上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の100%

- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 第5回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が金融商品取引所へ上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ①上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の20%
 - ②上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の50%
 - ③上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 5. 取締役1名に付与している第5回新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

- 6. 監査等委員である取締役が保有している新株予約権はありません。

- 7. 2015年3月31日付で行った1株を10株とする株式分割、2018年3月28日付で行った1株を10株とする株式分割及び2018年12月15日付で行った1株を100株とする株式分割、2020年1月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク・コンプライアンス規程」等を定める。
 - ロ. 当社の取締役は、「取締役会規程」に基づき定期的に開催される取締役会において、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
 - ハ. 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - ニ. 当社の監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - ホ. 当社は、「内部通報処理規程」に基づき、社内及び社外の通報窓口を設置し、法令遵守上疑義のある行為等を直接通報できる手段を確保する。当該通報を受けた場合は、迅速な調査を実施し、不正行為等の是正及び再発防止措置を講じる等、厳正な対処を行う。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
 - ロ. 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - ロ. 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - ハ. 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。
 - ニ. 当社は、「個人情報保護基準」等の定めに基づき、機密情報の管理及び個人情報の適切な保護を行う。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
 - ロ. 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」及び「決裁権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ハ. 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社のさまざまな課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するに当たり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び使用人に対し周知徹底を図る。
 - ロ. 当社は、「内部通報処理規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、法令遵守上疑義のある行為等を通報できる手段を確保する。当該通報を受けた場合は、迅速な調査を実施し、不正行為等の是正及び再発防止措置を講じる等、厳正な対処を行う。
 - ハ. 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」及びその他社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - ニ. 当社の監査等委員及び監査等委員会は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会の実効性を高めるために、監査等委員会の職務を補助する機関として、業務執行者から独立した監査等委員会事務局部門を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員補助者）として、監査等委員会の同意を得た上で、適切な人材を選任する。
 - ロ. 監査等委員補助者は、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従った会議等への出席を含む情報収集及び調査権限を有するものとし、当該調査等結果を監査等委員会に報告する。
 - ハ. 監査等委員補助者の選任、解任、人事異動及び賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得るものとし、監査等委員でない取締役からの独立性を確保する。

- 二. 監査等委員補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
 - ホ. 監査等委員補助者は、監査等委員会の指揮命令下で監査等委員補助に係る業務を行うものとし、当該業務については、監査等委員でない取締役及び他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
 - ロ. 当社の内部監査部門は、内部通報窓口に通報があった場合には、「内部通報処理規程」に基づき、当該通報の事実について速やかに監査等委員会に報告しなければならない。
 - ハ. 当社は、前二項により当社の監査等委員会に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑧ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社の監査等委員は、当社の経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - ロ. 当社の監査等委員会は、代表取締役及び業務執行取締役と定期的に意見交換を行う。
 - ハ. 当社の監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- イ. 当社は、当社の監査等委員の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- イ. 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。

ロ. 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は、当事業年度において16回開催され、法令及び定款その他各種規程に基づき、経営やコーポレート・ガバナンスに関する重要事項の審議・決議を行うとともに、各取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを監督しています。また、取締役会資料の早期配布、記載内容の充実等により、活発な意見交換がなされるように努めています。
東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たした社外取締役を計4名選任し、当社取締役の員数のうち過半数を社外取締役かつ独立役員で構成しています。これにより取締役会の監督機能を確保しており、社外取締役はそれぞれ独立した立場から活発に意見を述べています。
- ② 経営会議は週1回開催され、全般的な業務執行方針及び計画や管理部門・事業部門等の個別重要事案に関する審議、月次決算の総括をはじめとした業務執行状況の共有を全社横断的に実施しており、代表取締役の諮問機関として、取締役の業務執行が効率的に行われることを補完しました。
- ③ 内部監査部門は、内部統制システムの整備・運用状況の定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果を取締役に報告し、必要に応じて代表取締役を通して被監査部門への改善指示を行っています。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び監査を実施し、財務報告の信頼性の確保に取り組んでいます。
- ④ 公益通報者保護法の改正をはじめとする法令の制定・改正、経営上のリスク、社会情勢の変化への対応及び業務の効率化のため、社内規程を改定し、また、これらに伴う業務遂行体制の見直し・整備を行いました。
- ⑤ 半期に1回のリスク・コンプライアンス委員会において、リスク管理やコンプライアンス上の課題等について議論し、取締役会において報告しています。また、eラーニングを含む各種研修による教育活動を通じて、全役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っています。

⑥ リスク管理部門は、リスクカテゴリーに応じたリスクの分析やモニタリングを実施し、その結果をリスク・コンプライアンス委員会に報告し、関連部署における対応を促しました。本事業年度においては、主に事業継続計画や情報セキュリティ、各種ハラスメントの防止等についての議論を行いました。

⑦ 不祥事等の早期発見、未然防止及び是正を図るため、内部通報制度として、「カオナビホットライン」を設置し、内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールについて定期的な周知を行っています。

内部監査部門が当社従業員等からの通報・相談を受け付け、事案の検討及び調査を行い、その結果により、会社は必要に応じて是正措置及び再発防止策を講じることとしています。なお、社外の法律事務所に窓口を設け、独立性の確保に努めています。

⑧ 監査等委員会は、当事業年度において10回開催されています。監査等委員会は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たした社外取締役3名で構成されています。

監査等委員会は、内部監査部門との連携を密にし、定期的に監査計画、監査結果を聴取するとともに、必要に応じ監査の指示等および意見交換を行います。また、経営会議等重要な会議への出席等のほか、業務執行取締役・執行役員等に対し、随時ヒアリングを実施し、経営の状況や課題、リスク・コンプライアンス事案および内部統制システム等に関し意見交換を行っています。

さらに、四半期に一度、三者連絡会にて会計監査人及び内部監査部門と監査計画、監査結果の共有および意見交換を実施し、三者間の連携を図っています。

監査等委員補助者は、経営会議等の重要な会議への出席および重要書類の閲覧等により、業務執行状況に関する情報を収集し、監査等委員会がより実効的な監査・監督を実施できるように補助及び支援をしています。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 計	
		資 本 準備金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	1,125,259	1,115,259	1,115,259	△1,031,614	△1,031,614	△1,026	1,207,879	1,207,879
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	18,517	18,517	18,517				37,034	37,034
当 期 純 利 益				246,397	246,397		246,397	246,397
当 期 変 動 額 合 計	18,517	18,517	18,517	246,397	246,397	-	283,431	283,431
当 期 末 残 高	1,143,777	1,133,777	1,133,777	△785,217	△785,217	△1,026	1,491,310	1,491,310

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～6年

工具器具備品 2年～6年

② 無形固定資産

・商標権

その効果が及ぶ期間（4年）にわたり定額法によっております。

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、タレントマネジメントシステム『カオナビ』を提供しております。顧客との契約から生じる収益は、基本利用料等、サービスを継続的に提供することにより生じるストック売上と、基本サービスの利用に付随するスポット作業等から生じるフロー売上により認識しております。

ストック売上については、当社の基本サービス契約が一定の期間にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

フロー売上のうち、初期費用については、ストック売上と一連の履行義務を負っていることから、ストック売上の契約期間にわたり定額で収益を認識しております。設定代行等については、提供期間が数か月～1年にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。一時的なスポット作業等については、作業を完了することで、履行義務を充足する取引であると判断しており、一時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 179,648千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断されます。このうち、収益力に基づく将来の課税所得は、事業計画を基礎として見積っております。当該見積りに当たっては、顧客数、顧客当たりの利用単価、解約率及びマーケティング活動の投資効率性等に関する経営指標を基礎にしており、特に新規顧客の獲得に伴う、継続的な売上高の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

当社の事業は今後の市場の成長性が見込まれている一方で、競合他社の存在等により新規顧客の獲得数には一定の不確実性を伴い、実際の課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は2023年7月に本社の移転を予定しております。詳細は「12. その他の注記 (1) 追加情報に関する注記 本社移転」に記載のとおりであります。

これに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、当社の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費用に係る資産除去債務につきましては、契約終了日までの期間で資産除去債務の費用計上が完了するように変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の売上総利益は42,240千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ110,011千円減少しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 11,581,700株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 280株 |
| (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 783,200株 |

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当社は資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間は1か月を基本としており、また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い、リスク低減を図っております。
営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は短期の支払期日であります。
投資有価証券は、非上場株式及び非上場株式を原資産にした新株予約権であり、発行体の信用リスクを伴っております。
敷金は不動産賃貸借契約によるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。
借入金には運転資金の確保等を目的として調達したものであり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。
営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
1. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理
当社は、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。敷金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。
2. 流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
当社は、営業債務や借入金について、資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（※2を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 敷金	376,877	376,718	△159
資産計	376,877	376,718	△159
② 長期借入金（※1）	327,381	327,381	－
負債計	327,381	327,381	－

（※1）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※2）市場価格のない株式等

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式 等	86,097

当事業年度において、非上場株式について、27,856千円減損処理を行っております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
敷 金	310,891	47,910	18,075	－
合 計	310,891	47,910	18,075	－

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長 期 借 入 金	262,381	65,000	－	－
合 計	262,381	65,000	－	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

記載すべき重要な事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 敷金	—	376,718	—	376,718
資産計	—	376,718	—	376,718
② 長期借入金	—	327,381	—	327,381
負債計	—	327,381	—	327,381

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利により短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	10,695千円
未払事業所税	1,936
未払退職給付費用	1,470
貸倒引当金	437
減価償却超過額	327,746
一括償却資産償却超過額	4,446
敷金償却費	25,938
株式報酬	18,686
未払費用	4,270
投資有価証券評価損	21,733
繰延税金資産小計	417,358
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△237,710
評価性引当額小計	△237,710
繰延税金資産合計	179,648

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能なものに係る未経過リース料

1年以内	307,147千円
1年超	225,202
合計	532,349

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤 寛之	-	-	当社代表 取締役社長 Co-CEO	(被所有) 直接 3.1	当社代表 取締役社長 Co-CEO	金銭報酬 債権の現 物出資 (注)	13,512	-	-
役員	柳橋 仁機	-	-	当社代表 取締役 Co-CEO	(被所有) 直接 27.7	当社代表 取締役 Co-CEO	金銭報酬 債権の現 物出資 (注)	11,260	-	-
役員	橋本 公隆	-	-	当社取締 役C F O	(被所有) 直接 0.2	当社取締 役C F O	金銭報酬 債権の現 物出資 (注)	15,764	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 128円77銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 21円32銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
ストック売上	5,156,218
フロー売上	833,878
顧客との契約から生じる収益	5,990,097
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5,990,097

(注) 1. ストック売上は『カオナビ』基本利用料等、サービスを継続的に提供することにより生じるものです。

2. フロー売上は『カオナビ』基本サービスの利用に付随する初期費用及び設定代行等のほか、スポット作業等が含まれます。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社は、タレントマネジメントシステム『カオナビ』を提供しております。顧客との契約から生じる収益は、基本利用料等、サービスを継続的に提供することにより生じるストック売上と、基本サービスの利用に付随する初期費用、スポット作業等が含まれるフロー売上があります。

ストック売上についてはサービスを契約期間にわたり継続的に提供する義務を、フロー売上については設定代行等やスポット作業のサービスを契約内容に従い時限的に提供する義務を負っております。また、初期費用については、新規契約時の対価であることからストック売上と一連の履行義務を負っていると判断しております。

当該収益は、顧客との契約に基づいて計上しており、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、主な支払条件は、年間利用料をサービス利用開始日が属する月の月末から概ね1か月で支払いを受けており、その対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の算定については、原則として顧客との契約において約束された対価から値引額等を控除した金額により算定し、顧客に対し『カオナビ』から外部サービスを利用するオプションサービスを提供する際には、顧客から受け取る対価の額から外部提供事業者へ支払う額を控除した純額により算定しております。

顧客との契約に関しては、『カオナビ』基本利用料等やスポット作業等の複数のサービスを同時に契約締結している場合、個別に提供するサービスのそれぞれを履行義務として識別し、取引価格をその独立販売価格の比率に応じて配分しております。独立販売価格は、当社が個別にサービスを顧客へ提供する価格に基づいて算定しております。

ストック売上については、当社の基本サービス契約が一定の期間にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

フロー売上のうち、初期費用については、ストック売上と一連の履行義務を負っていることから、ストック売上の契約期間にわたり定額で収益を認識しております。設定代行等については、提供期間が数か月～1年にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。一時的なスポット作業等については、作業を完了することで、履行義務を充足する取引であると判断しており、一時点で収益を認識しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	210,235
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	245,719
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	13,721
契約負債（期首残高）	1,556,958
契約負債（期末残高）	2,112,051

契約資産は、主に『カオナビ』サービス提供における期末日時点の未請求のサービス利用料の対価に対する当社の権利に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

当該『カオナビ』サービス提供における期末日時点の未請求のサービス利用料の対価は、顧客と予め定めた請求期日の到来をもって請求し、請求期日の翌月末に受領しております。

契約負債の期首残高及び期末残高の金額には、貸借対照表の契約負債のほか、前受収益の金額を含んでおります。このうち前受収益は、主に『カオナビ』サービス提供における当社の義務に対して当社が顧客から対価を受け取ったものであり、貸借対照表の契約負債は、対価を受け取る期限が到来しているものであります。

契約負債は、主に『カオナビ』サービス提供における前受収益に関連するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,556,704千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引が概ねないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. その他の注記

(1) 追加情報に関する注記

本社移転

当社は2022年9月12日開催の取締役会において、本社を移転することを決議いたしました。本店移転の概要につきましては以下のとおりであります。

イ. 新本店所在地

東京都渋谷区

ロ. 移転時期

2023年7月（予定）

ハ. 移転目的

多様で柔軟な働き方を今後も継続・発展させていく中で、当社に適したオフィスの規模や機能を検討するとともに、中長期的な固定費削減などを図るためであります。

ニ. 業績に与える影響

2023年3月期において、現本社の建物や敷金未償却部分の加速償却による費用を110,011千円計上いたしました。また、2024年3月期の業績に与える影響につきましては精査中でありますので、今後公表すべき事実が発生した場合には、必要に応じて速やかに開示いたします。

ホ. その他

登記上の本店所在地につきましては、2023年6月開催の定時株主総会において定款変更議案を付議し、ご承認いただいた上で、現在の東京都港区から東京都渋谷区へ変更する予定であります。

(2) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。